

## 選挙権年齢の引下げに関する検討状況について

総務省

1 平成19年5月の日本国憲法の改正手続に関する法律の成立後、政府においては、同法附則第3条第1項を踏まえ、公職選挙法、成年年齢を定める民法その他の法令の年齢条項について検討が行われてきたところではありますが、平成22年5月の同法の施行を経て、今日まで、公職選挙法、成年年齢を定める民法その他の法令の規定について、必要な法制上の措置を講ずるに至っていない状況にあります。

2 選挙権年齢の引下げについては、法律体系全体の整合性を図りながら進めていく必要があります。仮に、民法の成年年齢や少年法の適用対象年齢とずれが生じることとなると、総務省としては、次のような問題があると考えます。

まず、選挙権年齢と民法の成年年齢については、社会的・経済的に自立しうる主体と認められない者である民法上の未成年者に対し、成年者に保障された政治への参加資格である選挙権を認めることとなり、社会的な常識に照らして適当でないと考えられます。

また、選挙権年齢と少年法の適用対象年齢については、

- ・ 原則として刑事責任を問われず保護処分とされる少年法上の少年に対し、選挙権を認めることは適当でないこと
- ・ 具体的には、選挙運動が認められることとなる18歳・19歳の者が犯罪を犯しても刑事罰が科されないこととなる場合の選挙運動等に与える影響について、どう評価すべきか

といった課題が懸念されるところであります。

なお、諸外国においても、選挙権年齢、民法の成年年齢及び刑事手続において少年として取り扱われなくなる年齢は、例えばG 8では、原則として一致しているところであります。

- 3 したがって、選挙権年齢の引下げについては、総務省としては、民法の成年年齢や少年法の適用対象年齢との整合性の観点から、これらと一致することが適当であり、また、引下げの時期についても一致することが望ましいと考えております。